

小平市

第二期福祉のまちづくり推進計画

平成**19**年 8月

小平市健康福祉部

目 次

1	福祉のまちづくり推進計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	福祉のまちづくりの事業展開と法制度	・ ・ ・ ・ ・ 2
3	福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 5
	(1) 推進計画の性格	
	(2) 計画期間	
	(3) 目 標	
	(4) 推進方向	
4	福祉のまちづくり推進計画の施策の基本的方向	・ ・ ・ ・ ・ 10
	(1) 施策の基本的方向	
	(2) 推進体制	
5	福祉のまちづくりの施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 16
	(1) ハード面での整備の推進	
	(2) ソフト面での整備の推進	
6	福祉のまちづくりの推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 23
	〈資 料〉	
	福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧）	・ ・ ・ ・ ・ 25
	用語の説明	・ ・ ・ ・ ・ 44

1 福祉のまちづくり推進計画策定にあたって

小平市では、平成9年3月に来るべき21世紀の高齢社会においても私たち市民が住み慣れた“こだいら”のまちに、いつまでも安心して暮らしつづけられるようにとの願いをこめて「小平市福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、やさしい地域社会“こだいら”を構築するための第一歩となるとともに、市民、事業者そして行政が、力を合わせて福祉のまちづくりを推進するためのものです。

そのために、本条例第8条において、市長は「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を策定」することとしています。

そして市では、平成12年9月に第一期の「小平市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、目標の「だれもが住みよいまち“こだいら”の実現」に向けて着実に事業を推進してまいりました。この「小平市福祉のまちづくり推進計画」の計画期間が平成16年度で終了したことにより、新たな推進計画を策定するものです。

平成18年8月に、小平市福祉のまちづくり条例第12条に基づいて、高齢者、障がいのある人、児童分野の方々及び公募市民並びに学識経験者による15名の委員構成で、「小平市福祉のまちづくり推進協議会」を発足させ、「小平市福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方と施策の基本的方向について」に関して協議を重ね、平成19年2月2日に市長に対して答申がなされました。

市では8部24課の庁内体制で、「小平市福祉のまちづくり推進計画策定庁内会議」を推進協議会と並行して開催し、推進協議会での意見や答申素案を基に推進計画の策定作業を行ってまいりました。そして、市長への答申に基づきこのたび「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

この推進計画は、これからの福祉のまちづくりを推進する上で、バリアフリー^{*}化を基本的考え方としたもので、推進計画の目標である「だれもが住みよいまち“こだいら”の実現」に向けて、一歩でも近づければと考えております。

2 福祉のまちづくりの事業展開と法制度

小平市福祉のまちづくりは、平成12年9月に策定した「小平市福祉のまちづくり推進計画」に基づき、建物、道路、公園など公共施設のハード面のバリアフリー化と、ソフト面での啓発活動などの両面から行っています。

【これまでの主な取り組み】

平成12年度

- 小平市福祉のまちづくり推進計画策定
(計画期間：平成12年度～平成16年度)
- 新小平駅にエスカレーター設置工事
- 東部・西部市民センターのバリアフリー工事
- 車いす体験（フィールドワーク^{*} 及びワークショップ^{**}）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（2回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（6回）

平成13年度

- 歩道のバリアフリー化工事（10路線）
- 市立公園のトイレの洋式化及び手すりの設置（22か所）
- 公民館のバリアフリー化工事（6館）
- 車いす体験（フィールドワーク及びワークショップ）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（3回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（3回）

平成14年度

- 歩道のバリアフリー化工事（11路線）
- 東部公園、上水公園にだれでもトイレの設置
- 図書館（地区館4館）、中央体育館、武道館のバリアフリー化工事
- 車いす体験（フィールドワーク及びワークショップ）の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（3回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（4回）
- 小平市新地域保健福祉計画策定
(計画期間：平成15年度～平成19年度)

用語の説明：※フィールドワーク P.45 / ※ワークショップ P.45

平成15年度

- 歩道のバリアフリー化工事（6路線）
- ふれあい下水道館、ほのぼの館のバリアフリー化工事
- 車いす体験及び高齢者擬似体験の実施
- 福祉のまちづくりセミナーの開催（2回）
- 福祉のまちづくり市民懇談会の開催（2回）

平成16年度

- 歩道のバリアフリー化工事（2路線）
- 福祉のまちづくりの啓発（中央公民館において、パンフレットの配布・車いす体験・高齢者擬似体験・市民意見聴取）

平成17年度

- 歩道のバリアフリー化工事（2路線）
- 福祉のまちづくりの啓発（中央公民館において、パンフレットの配布・車いす体験・高齢者擬似体験・市民意見聴取）
- 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
（計画期間：平成17年度～平成19年度）

平成18年度

- 歩道のバリアフリー化工事（1路線）
- 小平市障害福祉計画策定
（計画期間：平成18年度～平成20年度）

【福祉のまちづくりに関する法制度】

法 律	東京都における条例
<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法）」 平成6年6月制定 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法）」 平成12年11月制定 ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正」 平成15年3月改正 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法）」 平成18年12月施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都福祉のまちづくり条例」 平成7年3月制定 ・「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称ハートビル条例）」 平成16年7月施行

3 福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方

(1) 推進計画の性格

本計画は、小平市福祉のまちづくり条例により設置された「小平市福祉のまちづくり推進協議会」からの、市長への答申内容を基本として策定するもので、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画です。計画策定にあたっては「小平市第三次長期総合計画」及び「小平市新地域保健福祉計画」をはじめ、必要な関連施策との整合性を図って策定したものです。

(2) 計画期間

平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

なお、この計画は、社会情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

(3) 目標

小平市の福祉のまちづくりの目標は、『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現することにあります。

その基本的な考え方は、障がいのある人、高齢者、子どもや妊産婦の方などにとってやさしいまちづくりが、すべての市民にとってもやさしいまちであるということを理解し合い、施設整備やサービスの向上を推進していくことです。

(4) 推進方向

『だれもが住みよいまち“こだいら”』の実現にむけて、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まですべての市民が、自由にまちへ出ることができ、自由に社会参加のできるまちづくりをするために、次の6項目を推進していきます。

① 障がいのある人もない人も子どもから高齢者までが地域で暮らすことのできるノーマライゼーション*を基本とした福祉のまちづくり

ノーマライゼーションを基本とした福祉のまちづくりは、障がいがあるから、高齢者だからということで、自由にまちに出かけたり、自由に社会参加をする機会を失うことがなく、市民生活を送ることのできるようなまちづくりです。

また、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、共に理解し合い、地域で支え合って、安全で安心して住みつづけることのできるまちづ

くりを目指していきます。

② 物理的バリア・制度や仕組みのバリア・情報のバリア・意識のバリアをなくすバリアフリーを推進する福祉のまちづくり

私たちの暮らす社会には、さまざまなバリア（障壁）があります。

この計画では、バリアの種類を次の4つに分類しました。

○ 〈物理的バリア〉

一般的に、道路や公共交通機関や建物などを利用する時に、移動の妨げとなるバリアのことです。たとえば、歩道の段差、建物の階段や幅の狭い通路などにより、車いすなどの利用が困難になることです。

○ 〈制度や仕組みのバリア〉

法令・制度などがあることによって制限を受けるバリアのことです。たとえば、資格取得や大学などを受験する時、あるいは施設などを利用する時に、障がいを理由に除外されることです。

○ 〈情報のバリア〉

情報を入手する際に困難をもたらすバリアのことです。たとえば、視覚障がいのある人にとっては、活字だけによる広報紙や新聞、さらには視覚だけの信号機では情報の収集ができないことです。

また、聴覚障がいのある人にとっては、音声言語だけによるコミュニケーションの困難や、鉄道駅・電車内でのアナウンス情報、または緊急時の警報などのサイレンなどの音声だけでは、必要な情報が伝わらないことです。

○ 〈意識のバリア〉

社会の中にある心や気持ちのバリアです。たとえば、高齢者や障がいのある人に対する知識不足や誤解による偏見や差別など、人々の心の中にあるバリアです。

これらのバリアを分類すると、一般的に〈物理的バリア〉を「ハード面^{*}のバリア」といい、〈制度や仕組みのバリア、情報のバリア、意識のバリア〉を「ソフト面^{*}のバリア」に区分することができます。

障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民が生活していく上で、これらのバリアを感じないように、一つ一つ解消していくまちづくりを進めていきます。

③ ハードとソフトが連携した福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、建物、道路や公園などにあるバリアを解消するハード面の整備と、制度や仕組み、情報の発信・収集、意識や福祉教育とい

った普及・啓発のソフト面の整備をすることが必要です。

ハード面、ソフト面のどちらか一方の整備だけでは、効果的なバリアの解消にはなりません。

たとえば、ハード面の建物や設備のバリアフリー化だけでなく、ソフト面となる、だれにでもわかる案内標示板の設置やパンフレットなどを作成することで、利用しやすい施設となります。

このように、ハード面とソフト面の連携したまちづくりを進めていきます。

④ だれもが使いやすいユニバーサルデザイン^{*}の福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりとは、高齢者、障がいのある人や子どもたちといった、特定の人を対象としたバリアフリー化だけを行うのではなく、建物や道路の整備、制度や仕組みづくりの計画段階から、どこでも、だれでも、自由に、使いやすくそして住みやすい環境を整備していこうというものです。

この、ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進していくためには、障がいのある人や高齢者に対して正しく理解をして、やさしい心や助け合いの心を持つ、心のユニバーサルデザインの考え方が必要となります。このように、ユニバーサルデザインは幅広い考え方として用いられています。

障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民にとって、安全で安心して生活できるまちを目指すために生活者の視点に立ち、当事者の参画によるユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを進めていきます。

⑤ 市民・事業者・行政との協働に基づく福祉のまちづくり

この計画の目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現するためには、ユニバーサルデザインのまちづくりを、市民、事業者、行政がそれぞれの持っている力を十分に発揮し、それぞれが責任と自覚を持って、まちづくりに取り組むことが必要です。

市は、市民一人ひとりの持つ地域での力、事業者の持つ地域の経済力や社会システムの力を相互調整する、いわば「コーディネーター^{*}」としての役割が必要です。

そこで、目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』を実現するために、この三者がそれぞれの情報を提供し合い、共通に認識して、協働に基づく福祉のまちづくりを進めていきます。

⑥ “こだいら”らしい支え合いと温かみのある福祉のまちづくり

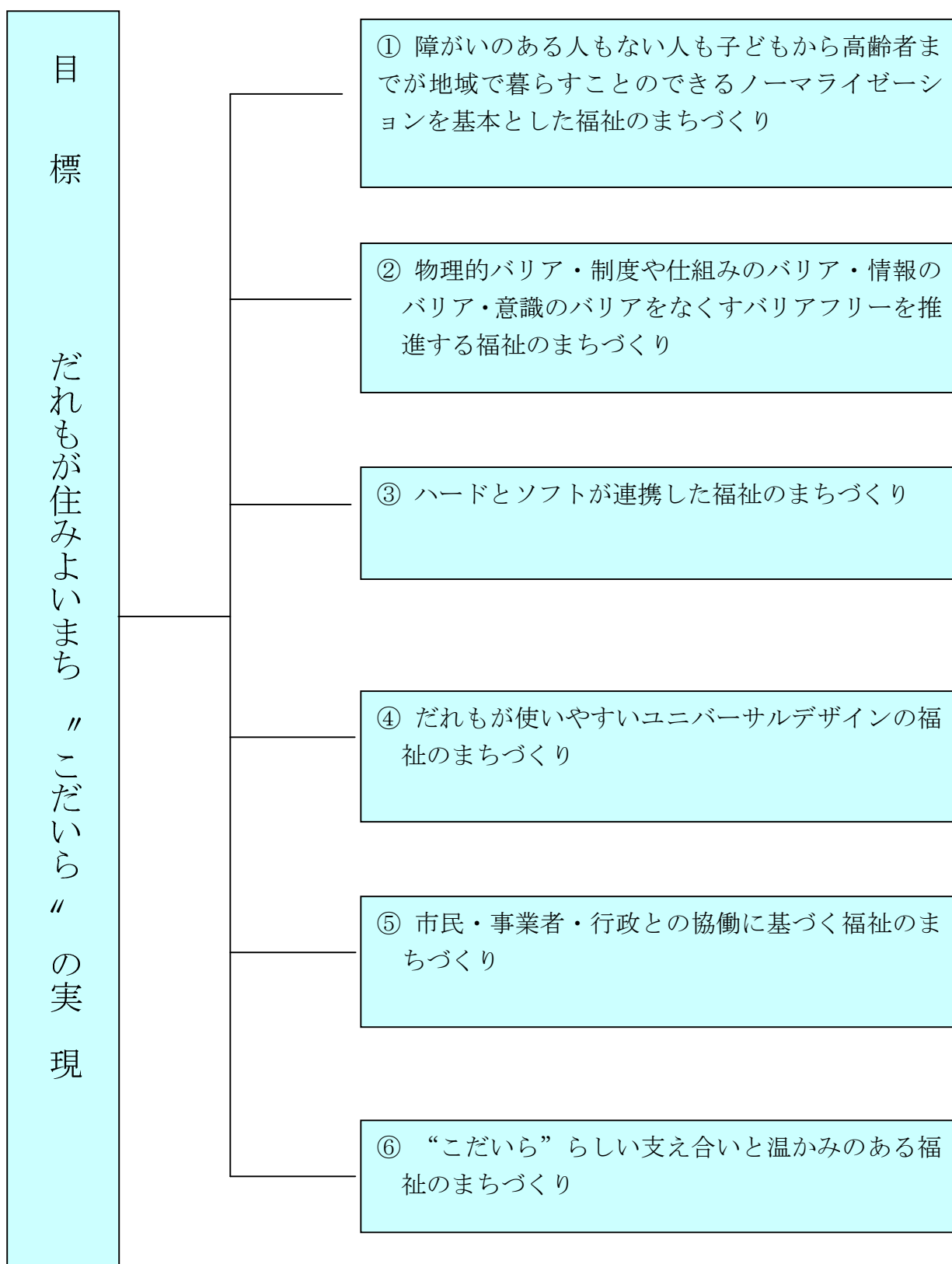
これまで小平市は、玉川上水や武蔵野の面影を残した雑木林などの水と緑に育まれた歴史と文化を背景に、高齢者や障がいのある人や子どもたちにやさしいまちとして発展してきました。

これからも、だれにもやさしい、安全で安心して生活することのできるまちづくりを地域の中で話し合うとともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを、市民と事業者と行政が協働で推進することが必要です。

支え合いと温かみのあるまちづくりとは、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、手助けを必要としている人に対して自然に協力することができたり、自らが進んで自然に声をかけたり、助け合いや見守りができる地域社会です。助け合いや見守りができる地域の仕組みづくりや、人と人の心のつながりを図るための普及・啓発を進めていきます。

また、家庭や小・中学校などで、できるだけ早い時期から福祉教育などを実施し、地域社会の一員として生活する中で、福祉のまちづくりの考え方の普及・啓発を進めていきます。

◇福祉のまちづくりの目標を達成するための6つの推進方向



4 福祉のまちづくり推進計画の施策の基本的方向

(1) 施策の基本的方向

本計画は、建築物・道路・公園などのハード面の施設整備と、情報の発信・収集、制度や仕組み、普及・啓発などのソフト面の両面から、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした、バリアのないまちづくりを市民、事業者、行政との三者の協働によって、推進するものです。

また、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一定基準を超えた新築の旅客施設や建築物などの整備については、さらに進むことと予想されます。

そして、介護保険法による高齢者のための地域福祉サービス、障害者自立支援法による障がいのある人のための地域福祉サービス、次世代育成支援対策推進法による子育て支援などから、福祉のまちづくりに関連するものを含む、幅広い視点からの整備についても検討していきます。

今回、示された「福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方と施策の基本的方向について」の答申に基づき、推進計画においても次の7つを、施策の基本的方向とします。

① 公共交通機関のバリアフリー化

鉄道をはじめとする公共交通機関が、高齢者や障がいのある人などの移動制約者に対して担う役割は今後ますます重要となり、ハード面とソフト面の両面で整備を推進していきます。

ハード面では、鉄道駅のバリアフリー化や、公共交通を利用することが困難な移動制約者に対する支援として、特定非営利活動法人（NPO^{*}）などが実施しているドア・ツー・ドア^{*}の運送を含め、移動手段を総合的に検討して推進していきます。

また、ソフト面では、駅などを利用する側のマナー向上のための啓発や、バス事業者に対してノンステップバス^{*}導入の促進について要請を行っていきます。

② 建築物のバリアフリー化

新築の建築物については、小平市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿って指導をしていますが、既存建築物に対するバリアフリー化などの整備が不十分であるため、新たな指導方法などを検討していきます。

そして、既存建築物や、小平市福祉のまちづくり条例の適用外となる小規模な新築の建築物のバリアフリー化の設計、あるいは、改修などを行う

際に、設計事務所や建設事業者などに対し、積極的に福祉のまちづくりに沿った整備を行うよう啓発を図っていきます。

また、商店街などの建築物のバリアフリー化については、事業者と行政が協働して、生活者の視点に立ち、当事者の意見を取り入れるなどして、バリアのないユニバーサルデザインに配慮した、福祉のまちづくりのための啓発を行っていきます。

さらに、生活者である市民との話し合いの機会を持つことや、福祉のまちづくりの相談窓口の整備など、市がソフト面での整備を推進していきます。

③ 道路環境のバリアフリー化

だれもが安全で快適に通行できる道路・歩道をつくるためには、道幅の確保や、道路・歩道の段差の解消を行い、路面が連続して平坦になるようにすることや、見やすいサインによる標示誘導など、生活者の視点での整備を推進していきます。

また、歩行者・自転車・自動車などが、お互いに安全で快適に通行できる道路整備について検討することが必要です。

さらに、市内にある都道については、管理者の東京都に対して、福祉のまちづくりに沿った整備を要請していきます。

そして、道路環境の整備については、ハード面の整備だけでなく、交通安全教室の充実を図り、特に、子どもたちに対しては、小さい頃から交通安全教育を行っていきます。

また、放置自転車や歩道上の看板や植木などは、車いすを使用する人、視覚障がいのある人、さらにはベビーカーを使用する人にとってはバリアとなります。自転車利用者の交通ルールだけでなく、事業者に対しては道路・歩道などの目的外使用に対する指導や、道路・歩道を通行する際のモラルやマナー向上のための普及・啓発活動を行っていきます。

④ 公園のバリアフリー化

だれもが使いやすく、ユニバーサルデザインの公園とするため、出入り口などの段差の解消、利用しやすい水飲み場やトイレの整備など、バリアのない公園の整備を推進していきます。

また、市民の知恵や提案を活用し、自由に安全で安心して遊ぶことのできる広場のある公園や、自然環境を体験できる公園など、地域の特性を活かした特色ある公園の整備をすることで、だれもが楽しめる公園を、維持管理を含め、市民とともに検討していきます。

⑤ 子どもを育てやすい環境の整備

少子化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加など、子育て環境が大きく変化し続ける中で、各年代層において、いきいきと安全で安心して生活できるまちづくりが必要です。

そのためには、施設、道路、公園などのハード面の整備だけでなく、子育て支援の観点から、健康相談、子育て相談、地域での見守りや、地域や行政が協力し合って実施する安全パトロールといった、制度や仕組みなどのソフト面での整備を推進していきます。

⑥ 居住環境のバリアフリー化

居住環境では、生活する建物のバリアフリー化だけでなく、地域の環境を含めたバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを基本に地域の特性を活かしたまちづくりが必要となります。

地域の中で暮らすすべての市民にとって住みやすい居住環境になるよう、道路などの公共施設、生活に密着した商店などのバリアフリー化や、地域での見守り、助け合いなどの仕組みづくりを、市民、事業者、行政とで検討していきます。

また、高齢者や障がいのある人が地域で暮らすことのできる、住宅やグループホーム^{*}などの整備について推進していきます。

さらに、地域づくりでは、地域福祉活動を実施している小平市社会福祉協議会と協働して推進していきます。また、市内の社会福祉施設や大学などとの連携や仕組みづくりなども検討していきます。

⑦ 障がいのある人・高齢者・子育て支援施策の推進

これからの福祉のまちづくりを推進していくには、そこで暮らす、障がいのある人もない人も子どもから高齢者までが、安全で安心して生活していくための施設整備などハード面の整備だけでなく、見守り、助け合いなどの仕組みづくりや、法的な施策におけるソフト面からの支援を含め、検討していきます。

また、高齢者・障がいのある人・子育て支援など個々の事業計画や実施については、「小平市福祉のまちづくり推進計画」の理念を踏まえ、相互の連携を図りながら推進していきます。

(2) 推進体制

福祉のまちづくりは、次の5点から構成される体制をとって実施していきます。

① 推進主体と役割

福祉のまちづくりは、生活者の視点に立って、市民、事業者、行政が協働し、その目標である『だれもが住みよいまち“こだいら”』の実現のために協働し、一体となってまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、それぞれの立場で、それぞれの役割を明確にすることが大切です。市民・事業者・行政、それぞれが役割を果たすことにより、福祉のまちづくりの目標に、一步一步近づいていきます。

ア) 市の役割

小平市福祉のまちづくり条例第4条で、「市は、事業者及び市民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するために、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりをさらに認識し、行政の力を発揮して施策を実行することが必要です。

そして、市民・事業者の持つ力を調整しまとめる役割をあわせて行っていきます。

イ) 事業者の役割

小平市福祉のまちづくり条例第5条で、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、自らの施設を新築や改修する場合に、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく施設整備をするとともに、販売業などの場合は、店内の商品を手にとって見やすい配置に配慮するなど、サービスの提供と向上に努めることが必要です。

ウ) 市民の役割

小平市福祉のまちづくり条例第6条で、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力し

て福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、一人ひとりの持つ力を活かし、個人がそれぞれの才能を発揮し、福祉のまちづくりへ積極的に参画することで、地域の仕組みづくりなどを行うことが必要です。

また、地域でさまざまな市民相互の交流を行うことで、相互に理解と協力関係を深めることにつながります。

② 福祉のまちづくり推進のための支援・誘導

市は、市民に対し福祉のまちづくりを推進するための啓発活動や、自発的、積極的な市民の活動に対し支援協力をすることが必要です。

たとえば、自治会で地域の仕組みづくりなど検討する際に、情報の提供など支援を行っていきます。

行政は、事業主や設計者に対しても、自発的、積極的にユニバーサルデザインに取り組むよう要請や啓発を行い、また、市民・事業者が福祉のまちづくりの基盤づくりのために、情報の共有化を図る場合などへの支援も積極的に行っていきます。

さらに、施設整備などをする際には、計画・設計の段階から利用する当事者の参画や、話し合いの場の設定や生活者の視点に立った施設整備を推進していきます。

③ 地域における福祉の環境づくりの推進

地域における福祉のまちづくりのための環境づくりは、施設整備、地域環境や自然環境など、障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで、すべての市民が住みやすい環境づくりを目指すことが必要です。

建物や道路などの公共施設のハード面の整備については、バリアフリー化を行っていきます。また、地域における人づくりや市民相互のネットワークづくりへの普及・啓発を行っていきます。

また、犯罪・災害に強いまちづくりを目指し、高齢者や障がいのある人などを地域ごとに見守り支え合うための基盤づくりを、市民、事業者、行政が協働して行うことが必要です。特に、災害時における高齢者や障がいのある人などの、いわゆる災害時要援護者対策については、幅広い観点から早急に検討を進めることが必要と考えています。また、既存の社会福祉施設などの協力体制について、施設と調整し検討していきます。

さらに、地域で子どもを見守るためのネットワークづくりをすることが大切です。そのためには、学校・家庭・地域・行政が連携を図り、お互いの情報の共有化により地域づくりを行っていきます。

④ 連携の促進

福祉のまちづくりは、行政だけの力ではなし得ないものであり、市民、事業者、行政それぞれの中での連携とともに、市民と行政、市民と事業者、事業者と行政、といった連携が、福祉のまちづくりにおけるさまざまな課題を効果的、効率的に解決していきます。

また、地域福祉活動を実施している小平市社会福祉協議会の力を活かした地域づくりや、積極的に地域活動を行っているボランティアや特定非営利活動法人（NPO）などとの連携も図っていきます。

さらには、地域にある社会福祉施設や大学などとの連携体制を日ごろから築いていくことが、地域の見守り、犯罪や災害時などに、地域力として大きな力を発揮するものと期待されておりますので、連携を検討していきます。

⑤ 福祉のまちづくりについての普及・啓発

福祉のまちづくりを推進するにあたっては、ユニバーサルデザインを基本とした、福祉のまちづくりの理念を理解・認識するとともに、高齢者や障がいのある人などに関する知識を深めるための普及・啓発が必要です。

特に、福祉のまちづくりは、市民にとっても、市にとっても、一番身近なまちづくりとなるため、その役割はますます重要となります。

障がいのある人や高齢者との交流や体験を通して、直接意見を聴くことや相手の気持ちになって考えることが必要であり、現在行われている学校や地域での、児童・生徒などに対する福祉教育をさらに推進していきます。

そして、市職員をはじめ市民・事業者に対して普及・啓発を行うことで、福祉のまちづくりに対する理解がさらに深まり、市民相互に助け合う心の豊かさと、心の通い合う温かいまちが実現していきます。福祉のまちづくりのための普及・啓発活動を、市民・事業者・行政が一体となって、推進していきます。

5 福祉のまちづくりの施策の推進

福祉のまちづくりの施策の推進については、市民、事業者、行政にとって身近なまちづくりとして、バリアのない安全で安心して生活することができ、犯罪や災害にも強いまちづくりを目指すことにあります。そのために、本計画に掲げた6つの推進方向を基本に、目標実現のため三者が協働して推進していきます。

そして、小平市福祉のまちづくり推進計画に基づく事業を推進するため、ハード面の建物、道路、公園などの整備と、ソフト面の制度や仕組み、情報の発信・収集、意識や福祉教育の普及・啓発など、両面から以下に示す事業を優先して推進していきます。

特に、市民、事業者、行政の連携や体制づくりのための、普及・啓発について積極的に実施していきます。

(1) ハード面での整備の推進

ハード面の整備においては、円滑に移動がしやすいバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進していきます。

① 公共施設（建物）のバリアフリー化

〈現状〉

市役所・図書館・公民館など、公共施設のバリアフリー化については、主要道路から施設の受付までの点字誘導ブロックの敷設、出入り口の段差の解消、階段の手すりの改修などを実施してきました。

推進事業	担当課
地域センター・公民館などのバリアフリー化を行います。 (トイレなどの改修)	地域文化課 公民館
小・中学校の大規模改修の際に、バリアフリー化を行います。 (エレベーター・だれでもトイレの設置)	教育庶務課

② 道路、歩道などのバリアフリー化

〈現状〉

道路、歩道の整備については、連続した平坦な道路や歩道にするための整備を計画的に実施しています。その際、視覚に障がいのある人や、車いすなどを利用する人にとっても、やさしい、ユニバーサルデザインのブロック（UDブロック）を併せて敷設しています。

推進事業	担当課
歩道の整備は、駅周辺や公共施設周辺を中心に、計画的に整備をするとともに、道路整備の段差の解消などとも併せて行っていきます。	みちづくり課
見やすいサインによる標識などの整備を行っていきます。	交通対策課

③ 公園のバリアフリー化

〈現状〉

障がいのある人もない人も、子どもから高齢者までが利用しやすい公園を目指して、公園出入り口の段差などの解消と共に、車いすを利用する人にとっても利用しやすい水のみ場の設置や、トイレの整備を行っています。

推進事業	担当課
公園の整備については、利用しやすいバリアのない公園を目指し、整備、改修を行っていきます。	水と緑と公園課

④ 鉄道駅のバリアフリー化

〈現状〉

市内には7つの鉄道駅があり、小川駅・小平駅・花小金井駅には、エレベーター・エスカレーターと車いす対応トイレを、新小平駅には、エスカレーターと車いす対応トイレを、事業者と共に整備をしてきました。

推進事業	担当課
駅のバリアフリー化については、鉄道事業者と話し合い、整備に向けて検討していきます。 (鷹の台駅のバリアフリー化と新小平駅にエレベーターの設置を検討)	高齢者福祉課 まちづくり課

(2) ソフト面での整備の推進

ソフト面の整備の推進においては、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発と、地域での助け合いや人間関係づくりなどの支援や普及・啓発を行っていきます。

① 福祉のまちづくりへの普及・啓発

〈現状〉

バリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を基本とした、福祉のまちづくりのための普及・啓発として、セミナー、市民懇談会、高齢者擬似体験・車いす体験やパンフレットの配布などを、市職員、市民、事業者へ行っています。

推進事業	担当課
市民・事業者への福祉のまちづくりのための普及・啓発を行っていきます。	高齢者福祉課 関連課
車いす体験や高齢者擬似体験による啓発を実施していきます。	高齢者福祉課 関連課
自治会などへの啓発を実施していきます。	地域文化課 高齢者福祉課 関連課
市報やホームページなどによる啓発を行っていきます。	秘書広報課 高齢者福祉課
福祉のまちづくり啓発用パンフレットの作成を行っていきます。	高齢者福祉課 関連課
公共施設のバリアフリー化のため、公共施設の現状把握をするために整備状況の確認を行います。	高齢者福祉課 関連課
商店街のバリアフリー化へ向けての話し合いや啓発を行っていきます。	産業振興課 高齢者福祉課 関連課
市内にある都道の管理者である東京都に対して、バリアフリー化への整備の要請を行っていきます。	高齢者福祉課 みちづくり課
整備基準や民間施設整備の指導方法などの検討を行っていきます。	高齢者福祉課 まちづくり課 たてもの整備課

② 民間施設などのバリアフリー化

〈現状〉

小平市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、民間施設の建築に伴う指導および助言を行っています。

推進事業	担当課
民間の施設整備については、小平市福祉のまちづくり条例に基づく、特定施設への指導・助言を行っています。	高齢者福祉課 まちづくり課 たてもの整備課
設計事務所や建設事業者には、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した、設計・建設を行うよう啓発を行っています。	高齢者福祉課 まちづくり課 たてもの整備課

③ 住宅改修の支援

〈現状〉

障がいのある人や高齢者の個人住宅の、段差の解消やお風呂の改修など、バリアフリー化のための住宅改修の補助を行っています。

推進事業	担当課
障がいのある人や高齢者の個人住宅のバリアフリー化のための住宅改修の補助を行っています。	介護福祉課 障害者福祉課

④ 障がいのある人や認知症高齢者への居住環境の支援

〈現状〉

障がいのある人や認知症高齢者の人たちが、地域で生活するためのグループホームの整備を行っています。

推進事業	担当課
障がいのある人や認知症高齢者のための住宅支援については、介護保険事業計画や障害福祉計画に基づき整備を行っています。	高齢者福祉課 障害者福祉課

⑤ 子どもたちへの福祉教育の推進

〈現状〉

福祉教育は、早い段階から行うことが必要であり、市内の小学校4年生からを対象とし、福祉読本（ともに生きるまち小平）の給付を行い、福祉教育を実施しています。また、小平市社会福祉協議会においても、子どもボランティアスクールなどを通して、車いす体験、高齢者擬似体験や福祉施設などでの体験を実施しています。

推進事業	担当課
小学校や小平市社会福祉協議会などで実施している福祉教育を推進していきます。	高齢者福祉課 指導課

⑥ 道路環境、交通安全教室などの普及・啓発

〈現状〉

市民を対象に交通安全教室を実施すると共に、市報などにより自転車の利用マナー向上のための啓発を行っています。

また通行しやすい歩道の確保のため、放置自転車の撤去や、交通パトロールによる看板などの撤去を行っています。

推進事業	担当課
交通安全教室や交通安全思想の普及・啓発を行います。	高齢者福祉課 みちづくり課 交通対策課 指導課
自転車利用者などへのマナー向上のための啓発を行います。	交通対策課 指導課
放置自転車や歩道上の看板などの撤去や指導を行います。	交通対策課

⑦ 地域づくりのための支援や普及・啓発

〈現状〉

市民が安全で安心して生活できる、犯罪や災害に強いまちづくりを目指し、自主防犯組織、自主防災組織の育成をはじめ、地域との話し合いや啓発用のパンフレットの配布を行っています。また、子どもたちの見守りのための地域安全講習会、地域やボランティアによるパトロールなどを実施しています。

推進事業	担当課
防災・防犯講習会、リーダー講習会を実施していきます。	防災安全課
災害時要援護者の避難方法や避難場所(社会福祉施設を含む)などについて検討を行います。	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課
地域での安全パトロールなど、地域と協働して充実を図っていきます。	交通対策課
地域での仕組みづくりの検討や、自治会などへ普及・啓発を行います。	高齢者福祉課 地域文化課 関連課
子どもの見守りのためのネットワークづくりなど地域と協働して行っていきます。	高齢者福祉課 指導課 生涯学習推進課
学校・家庭・地域・行政が連携した地域づくりを行います。	高齢者福祉課 指導課 生涯学習推進課
地域づくりのため、小平市社会福祉協議会、社会福祉施設、大学、ボランティア、NPOなどとの幅広い連携を検討していきます。	地域文化課 防災安全課 高齢者福祉課 関連課
犯罪や災害時に対応するための、地域づくりの普及・啓発を行います。	防災安全課 高齢者福祉課

⑧ 子育て環境の支援

〈現状〉

子育て環境の支援として、保育園における延長保育の実施や、家庭福祉員の増員、ゼロ歳児保育の充実や幼稚園での預かり保育の実施、幼稚園アットホーム事業の推進、学童クラブの増設などを行ってきました。

推進事業	担当課
子育て支援のため、幼稚園アットホーム事業や多様な保育サービスの推進を行っていきます。	保育課
学童クラブの充実を図っていきます。	児童課
乳幼児の親子を対象に、親と子のメンタル相談事業の充実を図っていきます。	健康課
地域の育児グループなどへの支援のために、関係機関などと情報交換をして、支援体制づくりをするための母子保健ネットワークの充実を図っていきます。	健康課

⑨ 移動制約者への支援

〈現状〉

移動制約者に対する支援として、リフト付乗用自動車運行や、タクシー利用の補助やガソリン費の補助を行っています。

また、平成17年度に、多摩地域福祉有償運送運営協議会において、特定非営利活動法人（NPO）が実施していた福祉有償運送の必要性について協議を行った結果、道路運送法第79条の適用事業者として、5団体が運営を開始しました。

推進事業	担当課
公共交通などの利用が困難な移動制約者に対する支援を行っていきます。	高齢者福祉課 障害者福祉課
タクシー事業者に、福祉車両の充実などに向けて要請をしていきます。	高齢者福祉課 障害者福祉課 まちづくり課
ノンステップバス導入の促進について要請をしていきます。	高齢者福祉課 障害者福祉課 参事(公共交通)

6 福祉のまちづくりの推進体制

小平市福祉のまちづくり推進計画は、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりの推進方向を示したものです。

その福祉のまちづくりの目標を実現するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を果たすことによって一步一步進んでいきます。

また、小平市社会福祉協議会、**NPO** や市内にある社会福祉施設、大学などとの連携が必要であり、これら団体との連携体制を築いていきます。

市は、あらゆる機会をとらえて、市民・事業者に対して福祉のまちづくりの普及・啓発に努めると共に、三者が協働してそれぞれの持つ力を発揮し、福祉のまちづくりを推進していきます。

事業の実施は、「5福祉のまちづくりの施策の推進」で示した、ハード面とソフト面の事業を優先的に推進していきます。

そして、市は、今回策定した福祉のまちづくり推進計画を推進していくために、健康福祉部高齢者福祉課を「福祉のまちづくり推進計画」に関する市民の意見を聴くための窓口とします。さらに、庁内連絡体制を確立し、推進事業の進行管理を行っていきます。

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例 制定後の平成9年から 11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画策定後の平成12 年から18年度までの実績</p>
<p>1 福祉のまちづくりに関する普及・啓発の推進</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>◇福祉のまちづくりセミナーの開催</p> <p>◇啓発パンフレットの発行</p> <p>◇福祉のまちづくり条例整備特定施設届出受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりセミナー 車いす体験 ワークショップ (計2回実施) 講座 (計5回実施) ・市民・事業者・行政との協働理念に基づく啓発パンフレットの作成・配布 ・条例・規則制定に関する資料の作成・配布 ・特定施設届出受理件数 <p>平成 9年度 16件 平成10年度 11件 平成11年度 11件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、福祉のまちづくりの普及・啓発を図るため、福祉のまちづくりセミナーの充実を図る。 ・今後も、福祉のまちづくりセミナー報告書等の作成を行う。 ・特定施設届出については、東京都福祉のまちづくり整備基準と連携することにより一層のバリアフリー化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりセミナー (セミナー) 平成12年：3回 平成13年：3回 平成14年：3回 平成15年：2回 (市民懇談会) 平成12年：3回 平成13年：6回 平成14年：4回 平成15年：2回 (協働理念に基づくパンフレット) ・平成14年：セミナー開催時に作成 ・平成15年：セミナー開催時に作成 ・平成16年：啓発活動時に作成 ・平成17年：啓発活動時に作成(条例・規則に関する資料の作成・配布) ・平成14年：セミナー開催時に作成 ・平成15年：セミナー開催時に作成 ・平成16年：啓発活動時に作成 ・平成17年：啓発活動時に作成

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

主な事業内容 (担当課)	福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績	第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標	第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績
<p>2 福祉のまちづくり推進計画の策定</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>福祉のまちづくりに関する施策の総合的、計画的な推進を図るための基本となる推進計画を策定する。</p> <p>3 福祉のまちづくり地域支援事業</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>駅前広場、商店街、公共的施設等の集中している不特定かつ多数の人によって利用される頻度の高い地区でバリアフリー化推進事業を行う。</p>	<p>・平成7年度～平成11年度まで東京都福祉のまちづくり区市町村モデル地区整備事業の指定を受けて花小金井駅舎・南口広場整備、小平駅エレベーター設置等の事業を行った。</p>	<p>・平成12年度計画策定、配布</p> <p>・平成13年度以降必要に応じて、計画の見直しを行っていく。</p> <p>・平成13年度以降、検討課題としていく。</p>	<p>(特定施設届出受理件数)</p> <p>平成12年： 7件 平成13年： 9件 平成14年：13件 平成15年：17件 平成16年：10件 平成17年：13件 平成18年： 7件</p> <p>(市内大学への啓発活動)</p> <p>平成15年度 1回 平成16年度 1回 平成17年度 1回</p> <p>平成12年度～</p> <p>・福祉のまちづくり推進計画策定・配布</p> <p>平成13年度～</p> <p>・小平市福祉のまちづくり連絡会議の開催</p> <p>・平成12年度：JR新小平駅・エスカレーター（2基設置）</p> <p>・平成13～15年度：「福祉のまちづくり地域支援事業（東京都）」指定</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>4 事業者、行政職員に対する講習会・説明会の開催 (高齢者福祉課)</p> <p>事業者や行政職員に対し、条例・規則・施設整備マニュアル等の理解を深めるため説明会・講習会を行う。</p> <p>5 市立施設バリアフリーのための改修 (高齢者福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度に市役所職員を対象に福祉のまちづくり条例に関する説明会を開催した。 平成10年度から年1回建設大学校専門規定福祉施策科研修に協力して、車いす体験やワークショップを担当している。 <p>平成10年度 市立施設バリアフリー調査実施</p> <p>平成11年度 市庁舎1階、2階、6階フロアに視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び手すりの設置等バリアフリー化の促進に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度東京都福祉のまちづくり条例整備基準の改正が予定されており庁舎内及び事業者を対象とした説明会を実施する。 今後も、商工会を始め各関係団体との連携を深めていく。 <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度 東部・西部市民センター 平成13年度 公民館等 平成14年度 図書館等のバリアフリー化を実施する。 	<p>平成15年度：職員向けパンフレットの作成・配布</p> <p>(建設大学校への講師派遣)</p> <p>平成12年度：1回 平成13年度：1回 平成14年度：1回 平成15年度：1回</p> <p><平成12年度> 東部・西部市民センター</p> <p><平成13年度> 公民館(6館)：視覚障害者誘導ブロック及び手すり等の設置 公園トイレの整備(22箇所)</p> <p><平成14年度> 図書館(4館)：道路から受付窓口までの誘導ブロック及び手すりの設置 総合体育館：同上 花小金井武道館：同上 だれでもトイレの設置：東部公園、上水公園テニスコート管理棟</p> <p><平成15年度> 下水道館、ほのぼの館：視覚障害者誘導ブロックの設置</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>6 シルバーピアの整備 (高齢者福祉課) ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の高齢者が、安心して居住できるよう、高齢者の安全や利便に配慮した設備を有し、緊急時の対応のための生活協力員を配置した高齢者住宅の整備を行う。</p> <p>7 広報誌「高齢者福祉だより・明るいまち」の発行 (高齢者福祉課) 高齢者福祉精神の高揚を図るため、高齢者福祉だよりを年5回発行。</p>	<p>・都営住宅分 9か所 208戸 ・民間借り上げ分 2か所 38戸 合計 11か所 246戸</p> <p>平成9年度 68,800部 平成10年度 69,900部 平成11年度 70,500部</p>	<p>・平成12年度に2か所61戸を整備する。 都営住宅分 花小金井4丁目 41戸 大沼町1丁目第3 20戸 ・合計 61戸</p> <p>・年5回発行を維持すると共に紙面の充実に努める。</p>	<p><平成12年度> ・都営住宅分 10か所 248戸 ・民間借り上げ分 2か所 38戸 合計 12か所 286戸</p> <p><平成13年度以降> ・都営住宅分 11か所 269戸 ・民間借り上げ分 2か所 38戸 合計 13か所 307戸</p> <p>平成12年度 70,750部 (年5回) 平成13年度 71,500部 (年5回) 平成14年度 70,800部 (年5回) 平成15年度 71,850部 (年5回) 平成16年度 71,950部 (年4回) 平成17年度 71,950部 (年4回) 平成18年度 71,950部 (年4回)</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>8 人にやさしい広報の推進 (秘書広報課)</p> <p>◇カセット広報 市報・市議会だよりの内容をカセットテープに録音し、目の不自由な方に貸し出している。</p> <p>◇新聞未購読者対策 経済的理由等により新聞をとっていない世帯に市報・市議会だよりを郵送している。</p>	<p>平成 9 年度 対象者 42 人 平成 10 年度 対象者 42 人 平成 11 年度 対象者 39 人</p> <p>平成 9 年度 延べ人数 26,711 人 平成 10 年度 延べ人数 29,501 人 平成 11 年度 延べ人数 34,296 人</p>	<p>・市報は年 24 回発行市議会だよりは年 4 回発行を維持していく。 (60 分編集)</p> <p>・年々郵送希望者が増加しており、充実に努める。</p>	<p>◇カセット広報 平成 12 年度対象者 39 名 平成 13 年度対象者 38 名 平成 14 年度対象者 34 名 平成 15 年度対象者 35 名 平成 16 年度対象者 35 名 平成 17 年度対象者 35 名 平成 18 年度対象者 34 名</p> <p>◇新聞未購読者対策 平成 12 年度 延べ人数 39, 151 名 平成 13 年度 延べ人数 44, 056 名 平成 14 年度 延べ人数 53, 354 名 平成 15 年度 延べ人数 53, 746 名 平成 16 年度 延べ人数 54, 413 名 平成 17 年度 延べ人数 55, 000 名 平成 18 年度 延べ人数 44, 088 名</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>9 点字図書サービスの充実 (図書館)</p>	<p>平成 9年度 73 タイトル、531 冊 平成 10年度 78 タイトル、547 冊 平成 11年度 79 タイトル、551 冊</p>	<p>・今後も、事業の充実に努める。</p>	<p>【点字本】 平成12年度 79 タイトル、551 冊 平成13年度 79 タイトル、551 冊 平成14年度 79 タイトル、551 冊 平成15年度 79 タイトル、551 冊 平成16年度 79 タイトル、551 冊 平成17年度 85 タイトル 566 冊 平成18年度 85 タイトル 566 冊</p> <p>【点訳絵本】 平成12年度 82 冊 平成13年度 82 冊 平成14年度 82 冊 平成15年度 82 冊 平成16年度 84 冊 平成17年度 94 冊 平成18年度 99 冊</p> <p>【カセットテープ】 平成12年度 8,550 本 平成13年度 8,830 本 平成14年度 8,977 本 平成15年度 9,153 本 平成16年度 9,247 本 平成17年度 9,312 本 平成18年度 9,335 本</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条 例制定後の平成 9 年 から 11 年度末までの 実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推 進計画策定後の平成 12 年 から 18 年度までの実績</p>
			<p>【大活字本】 平成 1 2 年度 3,951 冊 平成 1 3 年度 4,067 冊 平成 1 4 年度 4,216 冊 平成 1 5 年度 4,348 冊 平成 1 6 年度 4,476 冊 平成 1 7 年度 4,602 冊 平成 1 8 年度 4,730 冊</p> <p>【布の絵本】 平成 1 2 年度 84 冊 平成 1 3 年度 87 冊 平成 1 4 年度 121 冊 平成 1 5 年度 124 冊 平成 1 6 年度 151 冊 平成 1 7 年度 145 冊 平成 1 8 年度 148 冊</p> <p>【録音図書】 平成 1 2 年度 181 タイトル、1,066 巻 平成 1 3 年度 183 タイトル、1,073 巻 平成 1 4 年度 191 タイトル、1,105 巻 平成 1 5 年度 193 タイトル、1,113 巻 平成 1 6 年度 196 タイトル、1,120 巻 平成 1 7 年度 197 タイトル、1,130 巻 平成 1 8 年度 197 タイトル、1,130 巻</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>10 重度視覚障がい者ガイドヘルパー派遣の推進</p> <p>(障害者福祉課)</p> <p>重度視覚障がい者が社会生活上外出することが不可欠なときに、付き添いを行う者がいないため支障がある場合に、視覚障がい者ガイドヘルパーを派遣し、付添いを行う。</p>	<p>平成 9 年度 派遣時間 1,689 時間 (実利用者 24 人)</p> <p>平成 10 年度 派遣時間 1,968 時間 (実利用者 27 人)</p> <p>平成 11 年度 派遣時間 2,308 時間 (実利用者 29 人)</p>	<p>・今後も、派遣事業の充実に努める。</p>	<p>・平成 1 2 年度派遣時間 2,764 時間 (実利用者 51 名)</p> <p>・平成 1 3 年度派遣時間 2,896 時間 (実利用者 31 名)</p> <p>・平成 1 4 年度派遣時間 3,005 時間 (実利用者 30 名)</p> <p>・平成 1 5 年度利用時間延べ2, 294.5時間 利用人数 延べ180名</p> <p>・平成 1 6 年度利用時間延べ3,062時間 利用人数 延べ224名</p> <p>・平成 1 7 年度利用時間延べ3,426時間 利用人数 延べ267名</p> <p>・平成 1 8 年度利用時間延べ4,409時間 利用人数 延べ335名</p> <p>※ 支援費制度の居宅生活支援事業のうち、視覚障がい者の移動介護をピックアップ</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>11 手話通訳者派遣事業の充実 (障害者福祉課)</p> <p>聴覚障がい者と健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳者の派遣を行う。</p>	<p>平成 9年度 延べ 256回</p> <p>平成 10年度 延べ 220回</p> <p>平成 11年度 延べ 214回</p>	<p>・今後も、派遣事業の充実に努める。</p>	<p>平成 12年度 延べ 218回</p> <p>平成 13年度 延べ 289回</p> <p>平成 14年度 延べ 182回</p> <p>平成 15年度 延べ 206回</p> <p>平成 16年度 延べ 166回</p> <p>平成 17年度 延べ 238回</p> <p>平成 18年度 延べ 309回</p>
<p>12 行政職員に対する手話研修の実施 (職員課)</p> <p>小平市社会福祉協議会が実施する手話講習会（初級）に希望職員を派遣している。</p>	<p>平成 9年度 1名</p> <p>平成 10年度 0名</p> <p>平成 11年度 1名</p>	<p>・今後も、毎年1名程度派遣し、手話技術の習得を図る。</p>	<p>平成 12年度 1名</p> <p>平成 13年度 1名</p> <p>平成 14年度 0名</p> <p>平成 15年度 0名</p> <p>平成 16年度 1名</p> <p>平成 17年度 1名</p> <p>平成 18年度 1名</p>
<p>13 リフト付乗用自動車運行事業の推進 (障害者福祉課)</p> <p>下肢障がい・体幹機能障がい等により歩行が困難な身体障がい者に対して、リフト付きバスを運行し、社会参加の促進をする。</p>	<p>平成 9年度 走行距離 51,028km 利用者数 延べ 3,059人</p> <p>平成 10年度 走行距離 49,188km 利用者数 延べ 2,645人</p> <p>平成 11年度 走行距離 47,840km 利用者数 延べ 2,509人</p>	<p>・障がい者・高齢者等の移送サービスの再構築の中で事業の充実に努める。</p>	<p><平成 12年度> 走行距離 48,324 km 利用者数 延べ 2,425名</p> <p><平成 13年度> 走行距離 49,620 km 利用者数 延べ 2,467名</p> <p><平成 14年度> 走行距離 56,034 km 利用者数 延べ 2,637名</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成 9 年から 11 年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成 12 年から 18 年度までの実績</p>
<p>14 災害時、地域協力体制の推進 (防災安全課)</p> <p>◇自主防災組織の育成 (目標 31 組織)</p> <p>◇防災パンフレット作成</p> <p>【新項目】 (補助金交付、防災訓練への非常用食糧提供及び職員派遣等)</p> <p>◇啓発用パンフレット、防災地図の配布</p> <p>◇総合防災訓練の実施 (市民、事業所、関係機関等との連携強化)</p>	<p>平成 9 年度 27 団体 平成 10 年度 30 団体 平成 11 年度 30 団体</p>	<p>・組織の育成に努めると共に、民生児童委員、近隣住民、ボランティア等とのネットワークづくりを推進する。</p>	<p><平成 15 年度> 走行距離 57,421 km 利用者数 延べ 2,626 名</p> <p><平成 16 年度> 走行距離 48,679 km 利用者数 延べ 2,365 名</p> <p><平成 17 年度> 走行距離 50,636 km 利用者数 延べ 2,355 名</p> <p><平成 18 年度> 走行距離 47,862 km 利用者数 延べ 2,796 名</p> <p>◇自主防災組織の登録数 平成 12 年度 31 組織 平成 13 年度 32 組織 平成 14 年度 33 組織 平成 15 年度 34 組織 平成 16 年度 34 組織 平成 17 年度 37 組織 平成 18 年度 38 組織</p> <p>◇防災啓発パンフレット等 防災訓練参加者、来庁者などに随時配布 平成 17 年度 4,695 部 平成 18 年度 2,600 部</p> <p>◇総合防災訓練 (年 1 回) 平成 12 年度 第 12 小学校 平成 13 年度 第 14 小学校 平成 14 年度 第 10 小学校 平成 15 年度 第 5 小学校</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

主な事業内容 (担当課)	福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績	第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標	第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績
<p>◇職員の派遣 (防犯：H16～) ◇自主防犯組織の育成 (補助金交付・腕章貸与) ◇啓発用パンフレットの配布 ◇防犯キャンペーンの実施</p>			<p>平成16年度 荒天のため中止 平成17年度 第9小学校 平成18年度 上宿小学校</p> <p>◇職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災講習会などを実施する組織・団体に防災安全課職員を講師として派遣 ・ 地域における防災訓練へ防災安全課職員を派遣 平成17年度38回 ・ 地域の防災訓練・講習会等への派遣 平成18年度31回 <p>◇自主防犯組織の登録数 平成16年度17組織 平成17年度28組織 平成18年度33組織</p> <p>◇防犯啓発パンフレット 平成17年度 1,000部 作成 来庁者等へ随時配布</p> <p>◇防犯キャンペーン 平成17年度 1回 平成18年度 1回</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例 制定後の平成9年から 11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推 進計画策定後の平成12年 から18年度までの実績</p>
<p>15 グリーンロード 事業の推進 (産業振興課)</p> <p>玉川上水、野火止用水狭山・境緑道、小金井公園を一巡する緑の回廊の魅力を広くPRすることにより、人にやさしいこだいらのイメージアップを図る。</p>	<p>平成9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンロードを活用し産業の活性化を図るべく、パンフレットを作成しPRに努めた。 地域住民及び農業者対象に説明会を開催(11回) <p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市、商工会、農協、市民で組織する推進協議会を設置。同時に花祭り、講演会を開催。 和菓子組合と特産品開発 <p>平成11年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内産業をPRするため市庁舎ロビーに物産展示ケースとパンフレット台を設置。 洋菓子組合・麺類協同組合と特産品開発。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンロードのまち・こだいらガイドブックの作成。 野草ボランティアの育成 推進協議会活動拠点整備 緑の指導員育成 案内看板の設置 イベントの開催等による集客力の強化を図る。 	<p><平成12年度～></p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板(道標)の設置 小平グリーンロードのまち・こだいらガイドブックを作成 <p><平成15年度></p> <p>小平グリーンロード(玉川上水)に歴史案内板を設置 小平グリーンロードのルートマップを作成しPRに努めた。また、西武鉄道にもマップ作成・発行を依頼し、各駅に配置された。</p> <p><平成16年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 玉川上水の自生野草を写真・説明入り紹介 ウォークイベント等への福祉団体の参加 <p><平成17年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 野草観察会の市民自主開催 イベントへの福祉団体参加 小平グリーンロードマップの更新 小平グリーンロード道標作成(野火止用水) 小平グリーンロードへのブロンズ像15基設置(狭山・境緑道) <p><平成18年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉団体のイベント参加の場の提供 小平グリーンロードマップの更新

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例 制定後の平成9年から 11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画策定後の平成12 年から18年度までの実績</p>
<p>16 こどもや子育て 家庭が暮らしやす いまちづくり</p> <p>(水と緑と公園課)</p> <p>◇市立公園の充実</p>	<p>平成 9年度 213 か所 平成 10年度 231 か所 平成 11年度 235 か所</p>	<p>・今後も、引き続き整備、 充実に努める。</p>	<p>平成12年度 245 か所 平成13年度 245 か所 平成14年度 251 か所 平成15年度 256 か所 平成16年度 257 か所 平成17年度 265 か所</p> <p>・出入口をバリアフリー化 の整備 ・車イス対応の水飲み場の 設置</p> <p>平成18年度 269 か所</p> <p>・出入口をバリアフリー化 の整備 ・車イス対応の水飲み場の 設置</p>
<p>17 ノンステップバ ス導入促進</p> <p>(まちづくり課)</p>	<p>平成 11年度</p> <p>・要請文1件三多摩肢 体障害者協議会よ り、久米川駅～立川 駅路線に導入要請。 市から民間バス事業 者へ文書で要請。</p>	<p>・今後も、だれにも乗り降 りしやすいノンステッ プバスの導入促進に努 める。</p>	<p>・平成16年1月18日 コミュニティバス試行 運行（事業開始）。 小平駅南口～一橋学園 駅～ 津田公民館・図書館 西武バス（株）と協定を 交わし、運行を行って いる。ノンステップバス車 両3台を導入した。</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例 制定後の平成9年から 11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり 推進計画策定後の平成12 年から18年度までの実績</p>
<p>18 こどもや子育て 家庭が暮らしやす いまちづく り (保育課・児童課) ◇ゼロ・ゼロ作戦 ◇延長保育の充実 ◇保育園・児童館の充 実</p>	<p>平成 9年度 ・延長保育実施 実施私立保育園 2 園 ・子育て支援懇談会 年2回 ・ふれあい広場 公立保育園 10 園 地域センター3 館 平成 10年度 ・延長保育実施 実施私立保育園 3 園 ・ゼロ・ゼロ作戦の開 始(保育室・家庭福 祉員の充実) 保育室 1か所の増 家庭福祉員1名の増 平成 11年度 ・保育室1か所の増 家庭福祉員1名の 増 ・ふれあい広場 地域センター1館の 増</p>	<p>平成 12年度 ・市立保育園3園で 延長保育の開始 ・保育室1か所の増 家庭福祉員2名の増 ・幼稚園預かり保育の開 始 平成 13年度以降 ・保育室の増 ・家庭福祉員の増 ・ふれあい広場実施場所の 増 平成 14年度 ・市立大沼保育園の 新園舎開設 ・児童館(花小金井南町) 開設</p>	<p><平成 12年度> 延長保育実施:実施公立保 育園3園 定員弾力化開始:公立保育 園(1・2歳児) 保育室1か所の増 家庭福祉員2名の増 幼稚園預かり保育(アッ トホーム)開始 実施園 4園 <平成 13年度> 延長保育実施:実施私立保 育園2園 保育園分園:私立保育園2 園開設 保育室3か所の増 家庭福祉員5名の増 幼稚園預かり保育(アッ トホーム) 実施園 3園 大沼保育園建替工事竣工 <平成 14年度> 延長保育実施:実施公立保 育園3園 保育園分園:私立保育園1 園開設 認証保育所:3園開設(保 育室からの移行3園) <平成 15年度> 認証保育所3園開設(保育 室からの移行3園) 小平市今後の保育サービ スのあり方検討懇談会開 催(4回) 家庭福祉員1名の増</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

主な事業内容 (担当課)	福祉のまちづくり条例 制定後の平成9年から 11年度末までの実績	第一期福祉のまちづくり 推進計画の事業目標	第一期福祉のまちづくり 推進計画策定後の平成12 年から18年度までの実績
			<p><平成16年度> 延長保育実施:実施公立保 育園2園 幼稚園預かり保育(アット ホーム):実施園 2園増 小平市今後の保育サービ スのあり方検討懇談会開 催(5回)</p> <p><平成17年度> 延長保育実施:実施公立 保育園2園(計10園) 実施私立保育園3園(計 8園)全園実施 家庭福祉員1名の増員 認証保育所 1園開設(計 7園) ふれあい広場の実施10 (地域センター8館、さわ やか館、児童館1館)</p> <p><平成18年度> 家庭福祉員1名の増員 (計22名) 2館目の児童館を開設 (小川町二丁目児童館)</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>19 ボランティア活動の推進 (小平市社会福祉協議会)</p>	<p>平成11年度 手話講習会 ボランティア アドバイザー養成講座 ボランティアスクール等の実施 ボランティア協力校助成 ボランティア団体助成 ボランティア交流会実施 夏ボランティア体験実施 ボランティアサロン運営</p>	<p>・小平市第2次行財政改革推進プラン (平成12年度～) ボランティア活動に市民参加を促進するための具体策や多様なボランティア活動に対する情報提供や活動の場の提供などの支援策について検討を進める。</p>	<p><平成12年度～> 毎年開催 ・この指とまれ(西部ボランティアコーナーで行う初心者向けボランティア講座) ・子どものつどい ・2000年夏!体験ボランティア ・教員のためのボランティアスクール ・初心者手話講習会 ・ボランティア交流会(現ボランティア・NPO交流会) ・ボランティアコーディネーター ・ボランティア保険への加入 ・ボランティア団体等への助成</p> <p><平成13年度～> ・ボランティアアドバイザー養成講座(専門講座)(*平成14年度まで) ・ボランティア啓発講習会(*単年度事業) ・震災時の社協の役割を検討する集い(*単年度事業)</p> <p><平成14年度～> ・プラッとプラッとボランティア(東部ボランティアコーナーで行う初心者向けボランティア講座)</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

主な事業内容 (担当課)	福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績	第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標	第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績
			<ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記講習会（*単年度事業） ・初心者点字講習会（*単年度事業） ・総合的学習の時間に伴う学校支援 <p><平成15年度～></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者IT講習会（平成16年度まで） ・知的障がい者支援ボランティア講習会 <p><平成16年度～></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お父さんお帰りなさいパーティー ・市民社会をつくるボランティアフォーラム TOKYO2005 ・「市民の力で住みよいまちづくりを！」NPO・ボランティア入門講座 ・(仮称)小平ボランティア・市民活動センター設立に向けて「設立準備懇談会」を開催 <p><平成17年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長と市民が語り合うシンポジウム「協働による市民主体のまちづくりとは！！」開催（*単年度事業）

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>20 福祉教育の推進 (指導課)</p> <p>福祉読本「ともに生きるまち小平」の給付</p> <p>21 鉄道駅エレベーター一等事業の活用 (高齢者福祉課)</p> <p>鉄道駅にエレベーター等の垂直移動装置を整備することにより、高齢者や障がい者を含む市民が、円滑に社会参加できる環境を創出する。</p>	<p>・市内小学校4年生を対象に給付している。 (約1,600部)</p> <p>・小川駅、小平駅、花小金井駅にエレベーター、エスカレーター設置済み</p>	<p>・今後も給付を継続する。</p> <p>・平成12年度新小平駅にエスカレーター設置工事</p>	<p><平成18年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動講座 ・総合的学習の時間に伴う学校支援 ・教員のためのボランティアスクール ・子どもボランティアスクール <p><平成12年度～平成17年度></p> <p>市内市立小学校4年生を対象に給付している。 (毎年度 約1,600部)</p> <p><平成18年度></p> <p>市内市立小学校4年生を対象に給付している。 (約1,800部)</p> <p>・平成12年度エスカレーター：2基設置</p>

福祉のまちづくりの施策の展開（実績一覧表）

<p>主な事業内容 (担当課)</p>	<p>福祉のまちづくり条例制定後の平成9年から11年度末までの実績</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画の事業目標</p>	<p>第一期福祉のまちづくり推進計画策定後の平成12年から18年度までの実績</p>
<p>22 歩道のバリアフリー化の推進</p> <p>(みちづくり課)</p> <p>幅員の確保、段差の解消及び路面を連続して平坦にする。</p>	<p>・萩山通り、学園中央通りの歩道改修の実施</p>	<p>・ 今後は、駅から病院・福祉施設・官公庁へ至る歩道を重点的に整備する。</p>	<p>歩道改修の実施</p> <p><平成12年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小川駅東通り、鷹の台駅通り、六小通り ・ 御幸町西通り、たかの街道 <p><平成13年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小川西保育園通り、小川駅前通り、学園中央通り ・ 喜平町桜通り、堀野中通り <p><平成14年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二中通り、山王通り、市役所東通り、回田道 <p><平成15年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道第C-17号線、学園中央通り <p><平成16年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所西通り、あかしあ通り <p><平成17年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適歩道実現事業 2路線 ・ 歩車道境界特殊コンクリート工 3路線 ・ 身障者用UDブロック工 1路線 <p><平成18年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適歩道実現事業 1路線 ・ 身障者用UDブロック工 7路線

〈用語の説明〉

【あ行】

○ NPO(エヌピーオー)

政府や私企業とは独立した存在としての民間の非営利組織で、福祉や環境などの社会的な公益活動や課題に対し、市民・民間の支援のもとで主体的に取り組んでいる組織です。

【か行】

○ グループホーム

高齢者・障がいのある人などが、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上援助を行い共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設です。

○ コーディネーター

専門的分野において、仕事の流れが順調にいくように調整する人のことです。

【た行】

○ ドア・ツー・ドア

家の玄関から目的地の玄関へ直接配達や到着するというように、移動の利便性をあらわすことです。

【な行】

○ ノーマライゼーション

障がいのある人でも地域社会で普通に暮らせるようにすることを意味します。障がいのある人もない人も高齢者などが、一般社会の中で普通の生活が送れるような社会を進めることです。

○ ノンステップバス

バスの床を低くして乗降口の段差をなくし、車いすなどでも利用しやすくしたバスです。

【は行】

○ ハード面とソフト面

「ハード面」とは：建物、道路、設備等、おもに『施設』に関するものをさします。

「ソフト面」とは：人やシステムや制度など、おもに『施設以外』に関するものをさします。

○ バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建築物や道路などにおける物理的障壁を取り除くことに用いられます。

○ フィールドワーク

テーマに即した現場を訪れて、観察、聞き取り、アンケートなど現場で調査を行うことです。

【や行】

○ ユニバーサルデザイン

設計や計画段階から、できるかぎり高齢者・障がいのある人ない人の区別なしに、できるだけ多くの人々が利用しやすい建物や製品などをデザインすることです。

※ ユニバーサルデザインの考え方として、米国ノースカロライナ州立大学の、ロナルド・メイス（建築家・デザイナー）らが提唱したことが始まりといわれています。

〈ユニバーサルデザインの7原則〉

<input type="checkbox"/> 誰にでも公平に利用できること	公平性の原則
<input type="checkbox"/> 利用者に応じた使い方ができること	柔軟性の原則
<input type="checkbox"/> 使い方が簡単ですぐわかること	単純性と直感性の原則
<input type="checkbox"/> 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	安全性の原則
<input type="checkbox"/> 必要な情報がすぐ理解できること	認知性の原則
<input type="checkbox"/> 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率性の原則
<input type="checkbox"/> 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること	快適性の原則

【わ行】

○ ワークショップ

体験型の講座を言う。(車いす体験、高齢者擬似体験など)

小平市第二期福祉のまちづくり推進計画

平成19年 8月発行

発行：小平市健康福祉部高齢者福祉課

〒187-8701

小平市小川町二丁目1333番地

TEL：042-346-9537

FAX：042-346-9498

Eメール：df0012@city.kodaira.lg.jp

¥260円